

重要

消費税の個別相談を実施します

令和元年10月1日から消費税率10%への引上げと軽減税率制度（新聞・食料品等が8%）の導入が予定されていますが、準備はお済みでしょうか？

商工会では、下記の期間、消費税の個別相談を実施します。消費税についてわからない点がありましたら、ぜひご相談ください。

記

日時：令和元年9月9日（月）～13日（金） 午前10時～午後4時

場所：小須戸商工会館

※相談を希望される方は、事前に商工会へお申し込みください。

【参考】10月からはこのような対応が必要になります。今一度ご確認ください。

《消費税の課税（消費税を納めている）事業者の方》

- ・8%の対象品目を販売・購入している場合、帳簿のつけ方が変わります
→売上、仕入、福利厚生費、接待交際費、雑費などに「食料品・新聞等」が含まれていませんか？
→1枚のレシートでも、帳簿には税区分別に記載する必要があります。

（例）

食料品（酒）	1,100円（10%）
食料品（食料品）	540円（8%）
雑貨	550円（10%）

- ・8%の対象品目を販売している場合、税率別の請求書・領収書の発行が必要です。
- ・長期の契約や、サービスの提供時期によって、10月1日以降に支払が発生するものでも、8%の対象となる場合があります。
→水道光熱費、賃貸料、工事の請負契約など

《消費税の非課税（消費税を納めていない）事業者の方》

- ・消費税を納めている事業者との取引がある場合、税率別の請求書の発行を求められる場合があります。
- ・販売価格の見直しについて検討しましたか？
→納税はありませんが、支払は10%になるため、利益が減っていく可能性があります。
- ・2023年10月から導入予定のインボイス制度によって、取引先の見直しや消費税課税事業者への検討が必要になる場合があります。

【小須戸商工会】0250-38-2560